

知的かけはし

弁護士法人 クレオ国際法律特許事務所

編集発行人 弁護士 西脇 怜史

〒103-0014 東京都中央区日本橋蛸殻町 1-39-5 水天宮北辰ビル9階

TEL 代表 03-6821-9510

法務部 03-6821-9520

商標部 03-6821-9540

FAX 共通 03-6821-9550



2025・5・10

特許表示の機能向上で 知財の侵害抑止を検討(特許庁)

特許庁は、知的財産の侵害抑止へ向け、訴訟提起を要せずに事前に抑止効果が期待できる観点から、特許表示の機能向上に関する検討を集中的に進める方針だ。

特許表示については、現状、知的財産の侵害抑止の手段として一般に認識されておらず、マーケティング的な位置づけが強いと指摘されている。

一方、訴訟と比較すると対応に要する負担が軽く、訴訟提起を要せずに事前に抑止効果が期待できる可能性がある。

また、特許表示の活用が広がれば、他社の特許権の存在に気付きやすくなることから、特にクリアランス(商品やサービスを世の中に出していく前に、その商品やサービスが他者の特許権を侵害するものではないかを確認)体制に懸念がある中小企業やスタートアップ企業では、クリアランス負担の軽減につながる点でも利点があると考えられている。

特許表示の活用は、競合する企業に対して裁判手続を経ない侵害の牽制策として現実的な方向性と考えられることから、特許庁は、今後、特許表示の機能向上に関する検討を進める方針。

大学の先端技術も「営業秘密」の 保護対象に(経済産業省)

経済産業省は、大学や研究機関が保有する先端技術などの情報流失を防ぐため、「営業秘密管理指針」を改訂した。

営業秘密管理指針とは、不正競争防止法により営業秘密として法的保護を受けるために必要となる水準や対策を示したガイドライン。これまで指針は、民間企業を対象としていたが、大学や研究機関においても、民間企業と同様に営業秘密を保有することは十分にあり

得るため、新たな指針では、大学や研究機関における技術情報も不正競争防止法上の営業秘密として保護対象になると明記した。

近年、大学や研究機関からの技術情報の漏えいが相次いでいる。

2023年には国立研究開発法人・産業技術総合研究所に所属する中国籍の研究員が、自身の研究データを中国企業に漏らしたとして、不正競争防止法違反(営業秘密侵害)容疑で逮捕された。研究データの提供を受けた中国企業は、約1週間後に中国で類似する内容について特許出願(当該研究員も発明者として記載)している。

特許出願件数が回復基調 特許庁ステータスレポート2025

特許庁は、国内外の知的財産に関する最新の統計情報などをまとめた「特許庁ステータスレポート2025」を公表した。

<特許出願件数>

2024年の特許庁への特許出願件数は30万6855件で、2023年の30万133件から6722件増(前年比2.2%増)となった。このうち、国際特許出願件数は7万2890件で、2023年の7万5687件を2797件下回った。特許出願件数(国際特許出願を除く)は、近年減少傾向にあったが、2024年は2023年に続いて前年を上回り、回復基調にあることが示された。

日本の中小企業の特許出願件数をみると、2022年、2023年と連続で増加し、2023年は過去最高の4万221件となった。

日本国特許庁を受理官庁としたPCT国際出願の件数は、過去最高を記録した2019年の5万1652件から漸減傾向にあり、2024年は4万6751件だった。

<一次審査通知までの期間と権利化までの期間>

2023年度における一次審査通知(First Action)までの平均期間(FA期間)は、9.4か月、権利化までの期間は、13.8か月と政府目標を達成している。

解説

進歩性の判断(論理付けの根拠・判断理由の明示)
知的財産高等裁判所 令和6年(行ケ)
第10049号 審決取消請求事件
令和7年3月24日判決言渡

第1 事案の概要

原告は、発明の名称「ピークル」についての特願2021-534025号(本願)の出願人である。本願の審査で拒絶査定を受けた原告は拒絶査定不服審判(不服2023-5963号)を請求すると共に、特許請求の範囲の補正を行った。

特許庁は、補正後の請求項1記載の発明(本件発明)は、引用文献(特開2001-211505号)記載の発明(引用発明)及び、周知事項、周知技術に基づいて容易に発明できるとして「本件審判の請求は、成り立たない。」との審決(本件審決)を下し、原告が本件審決の取消を求めて出訴した。

原告が主張した取消事由は、容易想到性についての判断の誤りである。本判決は、容易想到性についての本件審決の判断は誤りであるとして本件審決を取り消した。

第2 判決

- 1 特許庁が不服2023-5963号事件について令和6年4月10日にした審決を取り消す。
- 2 訴訟費用は、被告の負担とする。

第3 理由

本件審決が認定した本件発明と引用発明との相違点の中には、「本件発明は『ピークルがリーン姿勢で旋回可能に構成された車両又はドローンである』発明であるのに対し、引用発明はそのようなものが明らかでないこと」が含まれている。

そして、本件審決は、引用発明の車両を、周知技術を考慮に入れて、リーン姿勢で旋回可能に構成された車両とすることに格別の困難性は認められず、ドローンについても、ドローンは、リーン姿勢で旋回可能に構成された車両と同様に一般的に小型でエネルギー貯蔵装置も小型であることから、引用発明の車両をドローンとすることに格別の困難性は認められないと判断した。

本願明細書等の記載によれば、本件発明の「リーン姿勢で旋回可能に構成された車両」は、車輪を有し、この車輪が回転することによって陸上を走行する車であって、リーン姿勢で旋回可能に構成されたものであると認められる。

引用発明の車両は駆動力制御装置を備えるものであり、かつ、アクセスペダルを備えるものであると認められるが、アクセセルペダルが「リーン姿勢で旋回可能に構成された車両」にも採用され得るものであることは、本願の出願前に当業者に周知であったと認められるから、当業者が、引用発明の「車両」から、直ちに、「リーン姿勢で旋回可能に構成された車両」を除外するとはいえない。

本件審決は、「リーン姿勢で旋回可能に構成された車両及びそのエネルギー貯蔵装置は一般的に小型であってそれに伴うエネルギー貯蔵装置から供給可能な電力が低いという状態は引用発明のバッテリー温度が低下した場合と共通する課題を内在するものともいえ、さらには、エネルギー貯蔵装置に限らず小型化及び軽量化はごく一般的な課題であって引用発明にも当然に要請される内在する課題であって、一般的にエネルギー貯蔵装置が小型である周知技術のリーン姿勢で旋回可能に構成された車両における課題とも共通するともいえる」と説示し、この説示内容を、引用発明の車両をリーン姿勢で旋回可能に構成された車両とすることに格別の困難性が認められないとの判断の根拠の一つとした。

しかし、「リーン姿勢で旋回可能に構成された車両及びそのエネルギー貯蔵装置は一般的に小型」であること

については、その根拠が示されておらず、証拠も提出されていない。

また、仮に、「リーン姿勢で旋回可能に構成された車両及びそのエネルギー貯蔵装置は一般的に小型」であるといえるとしても、エネルギー貯蔵装置(バッテリー)が小さい場合にも、当該バッテリーから供給可能な電力の総量が小さいといえたとしても、当該バッテリーがある時点において供給する電力が低いことを直ちに意味しない。

引用文献の記載によれば、引用発明は、バッテリーの温度が低いときに、バッテリーから供給できる電力が小さいという課題を解決するものであると認められるところ、「リーン姿勢で旋回可能に構成された車両」について、エネルギー貯蔵装置(バッテリー)から供給可能な電力が低いとの課題が一般的に存在すると認めるに足りないから、引用発明が解決する課題と、「リーン姿勢で旋回可能に構成された車両」が一般的に有する課題が共通するとはいえず、課題の共通性をもって、当業者において、引用発明の車両を「リーン姿勢で旋回可能に構成された車両」とする動機付けがあるとも認められない。

ドローンは、航空機のうち回転翼を有するものであり、回転翼を回転させて大気中を飛行するものである。

これに対し、引用発明の車両は、駆動輪が動力を路面に伝えて走行するものであるから、車輪を有し、車輪が回転して陸上を走行する車である。

そうすると、車輪が回転して陸上を走行するものである引用発明の車両と、回転翼を回転させ大気中を飛行するものである本件発明のドローンとは、構造・移動形態が本質的に異なる。

また、本件審決は、「エンジンと発電用電動機とエネルギー貯蔵装置と推進用電動機を備えたピークルが、リーン姿勢で旋回可能に構成された車両であること」を周知技術と認定するが、ドローンが「エンジンと発電用電動機とエネルギー貯蔵装置と推進用電動機とを備えた」ものであることを認めるに足る証拠はなく、引用発明の車両をドローンとすることにつき格別の困難性は認められないと判断する根拠として、ドローンについて「リーン姿勢で旋回可能に構成された車両と同様に一般的に小型でエネルギー貯蔵装置も小型であること」を挙げるが、これを認めるに足る証拠も示していない。

上記によれば、引用発明の車両を「リーン姿勢で旋回可能に構成された車両」とすることに格別の困難性は認められない」とする本件審決の判断、及び、「引用発明の車両をドローンにすることに格別の困難性は認められない」とする本件審決の判断は、いずれも、その根拠を欠くものであり、判断の理由を示しておらず、誤りである。

そして、上記判断は、本件発明の容易想到性の判断の過程を成すから、上記判断が誤りである以上、本件審決における本件発明の容易想到性の判断も誤りであることになる。

本件発明は当業者が容易に発明をすることができたものではないから、本願を拒絶されるべきものであるとした本件審決の結論は誤りであり、原告の主張する取消事由は理由がある。

第4 考察

本件審決において引用発明に基づく本件発明への容易想到性を論理付けるために行われているいくつかの認定について、本判決では「その根拠が示されておらず、証拠も提出されていない」と指摘された。認定の根拠や証拠を示さずに行われた容易想到性の論理付け検討・判断に誤りがあったものである。

実務の参考になるところがあると思われるので紹介した。

以上

「コンセント制度」を 適用した初の商標登録

■特許庁■

特許庁は、2024年4月に施行された「コンセント制度」を適用した初の商標登録を行ったと発表した。

「コンセント制度」とは、先行登録商標と同一又は類似する商標であっても、先行登録商標の権利者の承諾（コンセント）があり、混同のおそれがない場合は、類似する後願商標の併存登録を認める制度。2024年4月1日施行の改正商標法で導入され、施行日以後にした出願について適用される。

今回、コンセント制度を適用し、初登録されたのは、酒造メーカーの株式会社車多酒造による「玻璃」。ギフト販売のシャディ株式会社が先行登録商標を持っていたが、両社間の併存登録の同意をもとに、承諾を得た出願に対し、特許庁が混同のおそれがないと判断したことで、登録が認められた。

●コンセント制度を適用し、登録した商標●

出願人	出願番号	商標
株式会社車多酒造 (石川県白山市)	2024-34144	玻璃
コンセント制度適用に係る指定商品		
第33類「清酒、焼酎」等		

●承諾した先行登録商標権者●

先行登録商標権者	商標登録番号	商標
シャディ株式会社 (東京都港区)	5991116	玻璃 HARI
後行商標のコンセント制度適用に係る指定役務		
第35類「酒類の小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供」		

「コンセント制度」の要件と手続上の留意点

日本ではこれまでコンセント制度が導入されていなかったため、代わりとして「アサインバック」という手続が行われていた。

「アサインバック」とは、出願人の名義を一時的に引用商標（類似する先行商標）の権利者の名義に

変更することで、引用商標権者と出願人の名義を一致させて拒絶理由を解消し、登録査定を得た上で、引用商標権者から元の出願人に再度名義変更を行う手続。アサインバックは、名義変更を繰り返す必要があるため、手続が煩雑化してしまう課題があった。

特許庁では、コンセント制度の導入により、新規事業でのブランド選択の幅が広がることを通じて、中小・スタートアップ企業の新たなチャレンジを後押しするとしている。

現在も従来のアサインバックによって商標登録を受けることが可能だが、ここでは、コンセント制度の要件と手続上の留意点を紹介する。

＜手続上の留意事項＞

コンセント制度で注意しなければならない点は、先行する登録商標の権利者の同意があったとしても、商標自体の類似性等により、需要者（消費者）に混同を生じるおそれがあると判断された場合には、登録は認められないことである。

＜コンセント制度の登録要件＞

- ①先行商標権者の承諾を得ていること
- ②先行商標権者との間で「出所混同のおそれがない」こと

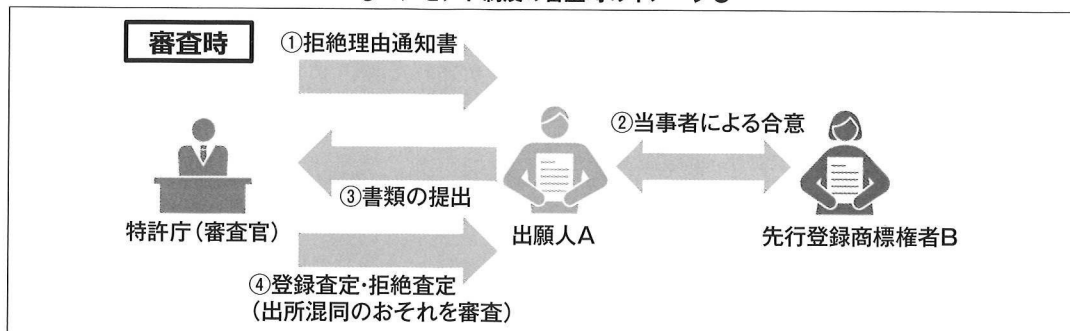
「混同を生ずるおそれがない」に該当するか否かについては、下記の①から⑧のような、両商標に関する具体的な事情を総合的に考慮して判断するとされている。

例えば、引用商標と同一の商標であって、同一の指定商品又は指定役務について使用するものは、原則として混同を生ずるおそれが高いものと判断されることになっている。

- ①両商標の類似性の程度
- ②商標の周知度
- ③商標が造語よりなるものであるか、又は構成上顕著な特徴を有するものであるか
- ④商標がハウスマークであるか
- ⑤企業における多角経営の可能性
- ⑥商品間、役務間又は商品と役務間の関連性
- ⑦商品等の需要者の共通性
- ⑧商標の使用態様その他取引の実情

コンセント制度による商標登録を受けるためには、単に引用商標権者の承諾を得るだけでなく、混同のおそれが生じないように、あらかじめ、両社間で商標の使用態様などについて、詳細に規定するなどの留意が必要であるとされている。

●コンセント制度の審査時のイメージ●



審 決 紹 介

本願商標「JA-SS」は、商標法第3条第1項第5号に該当しない、と判断された事例（不服2023-9141、令和7年2月4日審決）

1 本願商標及び手続の経緯

本願商標は、「JA-SS」の文字を横書きしてなり、第3類「自動車用洗剤、せっけん類、自動車用つや出し剤、つや出し剤、自動車エンジン用洗浄剤」、第4類「工業用油、燃料」、第7類「自動車エンジン用のオイルフィルター及びエアフィルター」、第12類「自動車並びにその部品及び附属品」、第35類「燃料の小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供、自動車の部品及び附属品の小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供」及び第37類「自動車の修理又は整備、二輪自動車の修理又は整備、自動車・二輪自動車のオイルチェック及びオイル交換、自動車・二輪自動車の洗車・清掃・ワックスかけ及びつや出し、自動車内の脱臭処理及び殺菌処理、ガソリンステーション用装置の修理又は保守、セルフサービスの洗車施設の提供、自動車用洗車機の貸与」を指定商品及び指定役務として、令和4年3月3日に登録出願されたものである。

本願は、令和4年8月23日付けで拒絶理由の通知がされ、同年11月4日に意見書が提出されたが、同5年2月22日付けで拒絶査定がされたもので、これに對して、同年6月5日に拒絶査定不服審判の請求がなされたものである。

2 原査定の拒絶の理由の要旨

原査定は、「本願商標は、「JA-SS」の文字を横書きしてなるところ、本願の指定商品を取り扱う業界においては、各種商品について、ローマ字とローマ字又はアラビア数字とを、「-」（ハイフン）で結合した標章が、特定の商品の規格、型式又は品番等を表示するための記号・符号の一類型として、取引上、典型的に採択・使用されている実情がある。そうすると、本願商標は、ローマ字の2字「JA」とローマ字の2字「SS」とを「-」（ハイフン）で結合させたものであって、一般に用いられる書体からなるものであり、用いられる文字の形や組合せ方法に特徴があるわけでもなく、かつ、全体として特定の意味合いを表しているとも認められないから、本願商標は、これをその指定商品及び指定役務中の商標法第2条第2項に規定する役務（以下「小売等役務」という。）に使用しても、その商品及び小売等役務の取扱いに係る商品の規格、型式又は品番等を表示するための記号・符号の類型の一つを表示したものと理解させるにとどまり、極めて簡単で、かつ、ありふれた標章のみからなる商標である。したがって、本願商標は、商標法第3条第1項第5号に該当する。」旨認定、判断し、本願を拒絶したものである。

3 当審の判断

本願商標は、上記1のとおり、「JA-SS」の文字を表してなるものである。そして、たとえ、ローマ字とローマ字又は数字とを「-」（ハイフン）で結合したものが商品の規格、形式又は品番等を表示するための記号・符号の一類型として使用されているとしても、ローマ字の2文字同士を「-」（ハイフン）で結合してなる「JA-SS」の構成文字それ自体が、極めて簡単で、かつ、ありふれたものということはいえない。

また、本願の指定商品及び指定役務の分野において、「JA-SS」の文字が極めて簡単で、かつ、ありふれたものというべき事情も発見できない。

して見れば、「JA-SS」の文字からなる本願商標は、極めて簡単で、かつ、ありふれた標章のみからなる商標とはいえない。

したがって、本願商標が商標法第3条第1項第5号に該当するとして本願を拒絶した原査定は、取消しを免れない。

その他、本願について拒絶の理由を発見しない。

よって、結論のとおり審決する。

本願商標「Le Vietnamese」は、商標法第3条第1項第6号及び同第4条第1項第16号に該当しない、と判断された事例（不服2023-16306、令和7年2月6日審決）

1 手続の経緯

本願は、令和5年1月10日の出願であって、その手続の経緯は以下のとおりである。

令和5年4月28日付け：拒絶理由通知書

令和5年6月13日：意見書の提出

令和5年7月4日付け：拒絶査定

令和5年9月27日：審判請求書の提出

2 本願商標

本願商標は、「Le Vietnamese」の文字を標準文字で表してなり、第29類及び第30類に属する別掲（※記載省略）のとおりの商品を指定商品として登録出願されたものである。

3 原査定の拒絶の理由の要旨

原査定は、「本願商標は、その構成中の「Le」の文字が、フランス語の定冠詞であり、後に続く語を強調する場合にしばしば使用されていることに加え、その構成中の「Vietnamese」の文字が、「ベトナム（人、語）」の意味を表すものであると認められ、かつ、食品業界において、ベトナム産やベトナム風の各種商品が取引されている実情が認められることからすれば、たとえ英語にフランス語の定冠詞を組み合わせた構成であるとしても、「ベトナム産やベトナム風の商品」であることを強調したものであると容易に認識されるものというべきである。そのため、「Le Vietnamese」の文字からなる本願商標に接した需要者は、「ベトナム産やベトナム風の商品」であることを強調して表したものと理解するにとどまり、需要者が何人かの業務に係る商品であることを認識できないものといわざるを得ない。したがって、本願商標は、商標法第3条第1項第6号に該当し、「ベトナム産やベトナム風の商品」以外の商品に使用することは、商品の品質の誤認を生じさせるおそれがあるから同法第4条第1項第16号に該当する。」旨認定、判断し、本願を拒絶したものである。

4 当審の判断

本願商標は、「Le Vietnamese」の文字を標準文字で表してなるものである。そして、本願商標の構成中、「Le」の文字が、フランス語の定冠詞を、「Vietnamese」の文字が「ベトナム（人、語）」の意味を表する英単語であるとしても、フランス語と英語が組み合わされて使用されることは、一般的なものとはいえず、むしろ、構成全体をもって特定の意味を有しない一種の造語として認識されるというべきである。

また、当審において職権をもって調査するも、本願の指定商品を取り扱う業界において、「Le Vietnamese」の文字が、原審示示のように「ベトナム産やベトナム風の商品」であることを強調して表したものとして使用されている事実は発見できず、さらに、本願の指定商品の取引者、需要者が、当該文字を原審示示の意味合いを表したものと認識するということも事情も見いだせなかった。

そうすると、本願商標は、「ベトナム産やベトナム風の商品」であることを強調して表したものと認識されるというよりは、むしろ、構成全体をもって自他商品の識別標識として認識されるというべきであり、需要者が何人かの業務に係る商品であることを認識することができない商標とはいえない。

また、本願商標は、これをその指定商品に使用しても、商品の品質の誤認を生じるおそれがあると認めることはできない。

したがって、本願商標が商標法第3条第1項第6号及び同法第4条第1項第16号に該当するとして本願を拒絶した原査定は、取消しを免れない。

その他、本願について拒絶の理由を発見しない。

よって、結論のとおり審決する。

お し ら せ

●商標権存続期間更新登録申請

今月から存続期間更新登録申請の手続き可能期間に入る商標権（おおよその範囲となります。詳しくは特許庁HPでご確認下さい。）

昭和40(1965)年	商標登録第 686538号～第 688588号
〃 50(1975)年	商標登録第1157131号～第1168063号
〃 60(1985)年	商標登録第1811602号～第1818172号
平成7(1995)年	商標登録第2710209号～第2710976号
平成7(1995)年	商標登録第3079202号～第3092400号
平成17(2005)年	商標登録第4898843号～第4905299号
平成27(2015)年	商標登録第5794737号～第5803839号

各年の10月1日～10月31日までに設定登録された商標権

●この手続期間は、商標権の存続期間満了前6ヶ月から期間満了日までとなっており、存続期間は通常設定登録の日から10年間ごとになります。更新登録申請について疑問点などがございましたらば、お知らせ下さい。

（明治、大正時代に設定登録された商標権につきましてはお問い合わせ下さい）

●特許出願の審査請求期限について

特許出願は出願手続と別個に、審査請求手続を行わなければ特許庁審査官による審査を受けることができません。審査請求可能な期間は出願日から3年です。この期間に審査請求されなかった特許出願は取り下げたものとみなされます。

令和4年6月中の特許出願については速やかにチェックされ、必要なものは5月中旬に審査請求されるようお勧めします。

審査請求の際には特許庁へ審査請求料（特許印紙）を納付します。ご不明の点がございましたらばお問合せください。

●特許、商標の出願状況（推定）

	特 許	商 標
令和7年2月分	22,028	12,731
前 年 比	97%	100%

詳しくは特許庁HP⇒資料・統計⇒統計資料⇒特許出願等統計速報でご確認下さい。